

令和7年三重県議会定例会

総務地域連携交通常任委員会 説明資料

目 次

◎議案補充說明

- ## 1 議案第 161 号 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の 公営に関する条例の一部を改正する条例案について…………… 1

◎所管事項

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 公共交通の維持・確保について | 3 |
| 2 | 「みえリニア戦略プラン（仮称）」最終報告（案）について | 7 |
| 3 | 滋賀国民スポーツ大会における本県の競技成績について | 9 |
| 4 | 「紀伊地域半島振興計画」（最終案）について | 11 |

○別冊資料

- (別冊 1) 「みえリニア戦略プラン（仮称）」最終報告（案） 概要
(別冊 2) 「みえリニア戦略プラン（仮称）」最終報告（案）
(別冊 3) 「紀伊地域半島振興計画」（最終案）

令和7年12月11日
地域連携・交通部

(議案補充説明)

1 議案第 161 号 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

公職選挙法の一部改正により、個人演説会告知用ポスターに係る規定が削除されたことに伴い、条例の規定を整備するものです。

〈改正前〉

選挙の種類	種類	規格
衆議院小選挙区、 参議院選挙区、 知事選挙	併せて作成	長さ 42cm、幅 40cm 以内
	選挙運動用ポスター	長さ 42cm、幅 30cm 以内
	個人演説会告知用ポスター	長さ 42cm、幅 10cm 以内
県議、市町長、 市町議選挙	選挙運動用ポスター	長さ 42cm、幅 30cm 以内



〈改正後〉

選挙の種類	種類	規格
すべての選挙	選挙運動用ポスター	長さ 42cm、幅 40cm 以内

(廃止) 個人演説会告知用ポスター

2 改正内容

個人演説会告知用ポスターに係る規定を、条例から削除します。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行します。

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

令和七年十一月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

（趣旨）	改 正 後	（趣旨）	改 正 前
<p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十九年法律第二百号。以下「法」という。）第一百四十二条第八項、第一百四十二条第十一項及び第一百四十三条第十五項の規定に基づき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における法第一百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第一百四十二条第一項第三号及び第四号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第一百四十三条第一項第五号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関する必要な事項を定めるものとする。</p>		<p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十九年法律第二百号。以下「法」という。）第一百四十二条第八項、第一百四十二条第十一項及び第一百四十三条第十五項の規定に基づき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における法第一百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第一百四十二条第一項第三号及び第四号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第一百四十三条第一項第五号の三及び第五号のポスター（同項第四号の三のポスターにあっては、三重県知事の選挙の場合に限る。以下「ポスター」という。）の作成の公営に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法の一部改正に鑑み、選挙運動のために使用するポスターに関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 公共交通の維持・確保について

公共交通の維持・確保を図るため、地域における移動手段の確保に向けた市町の取組を支援するとともに、既存公共交通の活性化や利用促進に取り組んでいます。

1 市町の取組への支援

県では、地域における移動手段の確保に向けた市町の取組を支援するため、市町において、国（中部運輸局）と連携して「合同施策検討会」を開催し、国が持つ知見やノウハウを活用しながら、地域公共交通の課題解決に向けた施策の方向性について検討を行っています。検討の結果、公共ライドシェア※の導入等が必要となった場合は、県、国（三重運輸支局）に交通事業者を加えて構成する「公共ライドシェア等導入支援チーム」により、実務レベルでの支援を行うなど、伴走支援を実施しています。

また、「三重県交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金」により、財政支援を行っています。

※バスやタクシー事業による輸送手段の確保が困難な地域において、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で提供する運送サービス

(1) 合同施策検討会の開催

今年度は、以下の4市1町において合同施策検討会を開催し、公共交通ネットワークの再編やデマンド交通の導入に向けた課題解決の方向性等について検討を行いました。

《開催日と主な検討テーマ》

〔亀山市〕5月20日「持続可能な公共交通ネットワークの構築について」

〔四日市市〕7月18日「デマンド交通の実証における課題整理について」

〔伊勢市〕8月28日「バス路線の再編について」

〔志摩市〕8月28日「日本版ライドシェア※の今後のあり方について」

〔木曽岬町〕10月23日「地域の実情に応じたデマンド交通の導入について」

※タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、タクシー事業者の管理の下で、自家用車や一般ドライバーを活用して行う運送サービス

(2) 公共ライドシェア等導入支援チームによる支援

今年度は、3市2町（桑名市、名張市、志摩市、明和町、南伊勢町）において、公共ライドシェアの導入に向けた制度設計や必要な法的手続き等に係る助言、調整など、公共ライドシェア等導入支援チームによる支援を行いました。

《公共ライドシェア導入状況》

・導入済市町：13市町

(3) 三重県交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金による財政支援

交通空白地等において、高齢者の買い物や通院、若者の通学といった日常的な移動手段や観光地での二次交通を確保するため、調査・分析や実証事業等の取組に対して三重県交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金（令和7年度当初予算額：124,000千円）により支援を行っています。

《令和7年度補助申請状況》

- ・補助市町数：15市町
- ・補助内容：公共ライドシェアを活用した新たな移動サービスの導入
夜間における移動手段を確保するためのタクシー実証運行
観光地におけるパークアンドライドの送迎バス実証運行 等

【市町支援の具体的な事例】

- ・支援市町：名張市
- ・取組内容：薦原（こもはら）地区における公共ライドシェアを活用したドアツードア移動サービス「コモコモらいど」の実証運行
- ・合同施策検討会：令和6年6月5日「コミュニティバス等の再編について」
- ・公共ライドシェア等導入支援チーム：国補助金の活用に係る助言等
- ・財政支援：国補助額を除く金額の1／2を県が補助（1,458千円）
- ・実証期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日

（4）今後の対応

引き続き、地域の実情やニーズに応じ、伴走支援と財政支援の両輪で、交通空白地等における移動手段の確保に向けた市町の取組を支援していきます。

2 交通事業者の運転士確保の取組への支援

（1）バス運転士専門の就職イベントへの出展

深刻化するバス運転士不足への対策として、都市部で開催するバス運転士専門の就職イベントに県内バス事業者と共同出展し、移住相談にもワンストップで対応することで、県内での就職につなげる取組を昨年度から実施しています。

今年度は東京・大阪に加え、新たに名古屋でも出展することで、より多くの求職者にアプローチを図りました。参加したバス事業者からは、「多数の就職相談や応募につながった。」「自社には寮が少ないため、県が移住相談に応じることで、求職者は幅広く住まいの相談に乗ってもらうことができた。」などの声をいただいているいます。

《県内バス事業者ブース訪問者数》

東京開催・・・延べ83名（6月）

名古屋開催・・・延べ63名（10月）

大阪開催・・・延べ46名（5月）、延べ57名（10月）



【就職イベントの様子】

（2）交通事業者への財政支援

交通事業者が実施する第二種運転免許取得支援等にかかる費用に加え、今年度からは誰もが働きやすい職場環境の整備費用も補助対象としました。

《令和7年度補助申請状況》

- ・補助事業者数：8事業者
- ・補助内容：第二種運転免許取得費用支援、求人イベントの開催費用、女性用トイレの整備 等

（3）今後の対応

引き続き、運転士不足の解消に向け、女性や若者向けのバス運転士体験会の開催等の新たな取組も含め、交通事業者の運転士確保を支援していきます。

3 JR関西本線における観光列車「はなあかり」の実証運行

(1) 実証列車の運行

関西本線活性化利用促進三重県会議（三重県、亀山市、伊賀市、西日本旅客鉄道株式会社）では、関西本線（亀山駅－加茂駅間）の活性化に向けた取組を進めています。

今年度は、関西方面からの誘客・利用促進による沿線活性化の取組の一つとして、京都駅と伊賀上野駅・関駅を結ぶ観光列車「はなあかり」を三重県で初運行しました。

【実証列車の運行概要】

- ・運行日： 令和7年11月12日（水）、26日（水）、12月3日（水）
※各日1往復運行
- ・運行区間：京都駅～伊賀上野駅～関駅間
- ・定員： 各日約50名
- ・旅行商品： A. 関プラン（古民家での昼食、ガイドが案内する関宿歩き）
B. 伊賀上野プラン（伊賀牛の昼食、上野エリアの散策）
※車内では沿線の名産品であるお茶やお菓子でおもてなし
- ・運行結果：
 - ・定員150名に対して449名が応募。
 - ・10社を超えるマスメディアが取材。

[乗客の声]

- ・「はなあかり」の車窓からの風景が楽しかった。
- ・関宿の保存された街並みが素晴らしかった。
- ・伊賀上野城、忍者等の歴史に触れられた。

(2) 実証列車の運行に合わせた取組

①沿線自治体（亀山市、伊賀市）の取組

実証運行に合わせて、両市が呼びかけた沿線駅等での手旗による歓迎、関駅や伊賀上野駅での地域の食や観光資源を活用したおもてなしを多くの市民の方と行き、乗客をお迎えしました。また、列車には市民モニターなども乗車し、今回の取組や関西本線の価値を広報誌等で広く沿線市民の方にお伝えすることとしています。

〔亀山市〕園児によるお出迎え、亀山紅茶のふるまい、記念切符の配付

〔伊賀市〕忍者衣装でのお出迎え、忍者集団の演舞、観光施設無料券の配付

②プロモーションの実施

関西エリアのテレビ番組やインフルエンサーにより、関西本線を走る「はなあかり」や沿線の魅力の情報発信に取り組んでいます。

(3) 今後の対応

今回の実証運行の結果を分析し、引き続き関西本線の認知度向上や沿線自治体・団体等の観光プロモーション強化に取り組み、関西方面からの誘客・利用促進につなげるとともに、沿線市と連携してマイレール意識の醸成を図ることで沿線住民の日常利用を促進します。



【運行記念セレモニー（関駅）】

2 「みえリニア戦略プラン（仮称）」最終報告（案）について

1 検討状況

県では、「三重県リニア基本戦略」が示す、めざす三重の姿の実現に向け、その行動計画となる「みえリニア戦略プラン（仮称）」（以下、「戦略プラン」）の策定に昨年度着手しました。

令和6年度はリニアの「品川－名古屋間の先行開業」、令和7年度は「品川－大阪間の全線開業」、それぞれの段階におけるインパクトを最大限活用するための取組について、「みえリニア戦略プラン（仮称）検討委員会」（以下、「検討委員会」）の部会等での意見をふまえ、検討を進めてきました。

検討委員会 : 県（関係部局副部長）、市町（副市町長）、関係団体、有識者、交通事業者ほか
検討委員会幹事会 : 県（関係部局課長）、北・中央・南ブロック各部会長（市町）ほか
検討委員会部会 : 県（関係部局担当者）、北・中央・南ブロック各市町担当者ほか

2 最終報告（案）の構成（別冊参照）

- (1) みえリニア戦略プラン（仮称）策定の趣旨
- (2) リニアがもたらすインパクト
- (3) リニアとともにめざす三重の姿
 - 3つの姿
 - ①三重の豊かさを生かした新たなライフスタイルが創出されている
 - ②県内交通ネットワークの形成による観光・ビジネス交流が活発化している
 - ③人々の「癒やしの空間」として存在感を示している
 - (4) めざす三重の姿に向けての3つの戦略
 - 戦略1 リニア時代の新たなライフスタイルの創出
 - 戦略2 新たな玄関口からはじまる観光交流の拡大
 - 戦略3 新たな玄関口から生まれるビジネス交流の拡大
 - (5) 戦略を支える基盤づくり
 - (6) リニアとともに歩む「みえのリ・デザイン」リーディングプロジェクト
 - （フェーズI : 名古屋先行開業を見据えた取組）
 - （フェーズII : リニア三重県駅開業、全線開業を見据えた取組）
 - (7) ロードマップ

3 最終報告（案）のポイント

(1) 12部会による検討体制

県内を北、中央、南の3ブロックに分け、それぞれのブロックに4つの部会を設置し、具体的な取組やリーディングプロジェクトについて議論をしました。

3 ブロック

- ・ 北ブロック (8市5町)
- ・ 中央ブロック (4市7町)
- ・ 南ブロック (2市3町)

4 部会

- ・ 戦略1 暮らし方・働き方部会
- ・ 戦略2 観光・交流部会
- ・ 戦略3 産業・経済部会
- ・ 基盤づくり部会

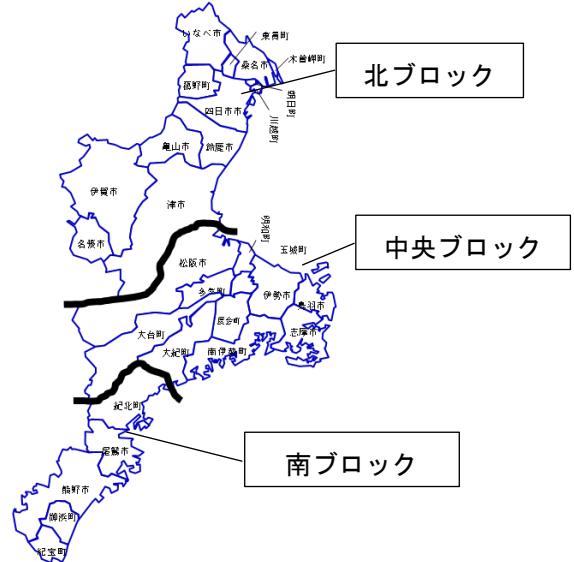
開催状況

＜令和7年度＞

- ・ 令和7年 5月 第3回検討委員会 部会12回
- ・ 令和7年 9月 第4回検討委員会 部会12回
- ・ 令和7年 11月 第5回検討委員会 部会12回
- ・ 令和7年 11月 第2回検討委員会 幹事会

(2) 令和7年度の検討状況

令和7年度は、県民、大都市（東京・大阪）住民を対象に実施したリニアに関するアンケート調査結果等をふまえ、令和6年度から検討してきた各戦略の取組をプラスアップするとともに、全線開業を見据えたリニア三重県駅を核としたまちづくりに向けた取組やリーディングプロジェクト（フェーズⅡ）等を新たに提示しました。



リーディングプロジェクト（フェーズⅡ：全線開業）
リニア三重県駅を核とした広域観光モデル創出プロジェクト ⇒東京・大阪間ゴールデンルートからの立ち寄り、紀伊半島を巡る広域観光の促進
リニア三重県駅を核とした県内周遊を促す多モードネットワーク強化プロジェクト ⇒既存の交通と次世代モビリティを組み合わせた県内周遊交通ネットワークの強化
リニア三重県駅を核とした広域まちづくりプロジェクト ⇒魅力あるリニア三重県駅のデザインや機能、広域まちづくりに向けての取組や検討

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-------|--|
| 12～1月 | パブリックコメントの実施 |
| 2月 | 検討委員会で最終報告（案）のとりまとめ
三重県リニア推進会議で最終案を決定 |
| 3月 | 常任委員会で最終案を説明 |
| 3月下旬 | 戦略プランの公表 |

3 滋賀国民スポーツ大会における本県の競技成績について

1 競技成績

9月から10月にかけて滋賀県で開催された第79回国民スポーツ大会（滋賀国スポ）では、入賞数は93件と前年の106件から減少したものの、男女総合成績は15位となり、目標の10位台前半（11位～15位）を達成することができました。

団体種目では、セーリング競技少年男子など3種目で優勝し、個人種目では、陸上競技少年男子など10種目で優勝しました。中でもソフトボール競技成年男子は、昭和50年の三重国体（第30回大会）以来、50年ぶり2度目の優勝となりました。

国スポ（国体）の成績の推移（平成25年度の競技力向上対策本部設置以降）

開催年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R4	R5	R6	R7
開催地	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	栃木	鹿児島	佐賀	滋賀
男女総合成績（順位）	41	32	27	27	27	20	14	12	15	14	15
入賞数	51	55	62	66	70	83	106	119	109	106	93

注 令和2年の鹿児島国体は延期、令和3年の三重国体は中止。

（1）成年種別

成年種別の入賞数は55件と、前年の佐賀国スポを13件下回る結果となったものの、これまで継続的に強化支援をしてきたソフトボール競技（成年男子）が優勝、ラグビーフットボール競技（成年女子）やクライミング競技（成年男子）が昨年に引き続き入賞するなど、地域に根差したチームや育成された選手が活躍しました。

（2）少年種別

少年種別の入賞数は38件と、前年と同じ件数となり、引き続き高い水準を維持することができます。

これは、選手のコンディション調整にスポーツ医・科学の知見を取り入れたことや、選手のサポートにスポーツトレーナーやメンタルコーチなど外部の専門家を活用したことなどによるものと考えています。

2 今後の取組

令和17年に本県で開催する国民スポーツ大会に向け、競技力向上対策についても、将来、競技の中心となるジュニア・少年選手の発掘・育成や、選手を支える優れた指導者の養成に注力していくなど、次回国スポを見据えた支援へと転換していく必要があります。

(1) 少年種別

滋賀国スポで得られた経験やこれまで培ってきたノウハウを生かしつつ、引き続き、次代を担う新たな選手の発掘・育成に取り組みます。

また、選手のコンディション調整のため、スポーツトレーナーなど外部の専門家を活用した組織的な支援を図ります。

(2) 指導者の養成

令和17年に本県で開催する国民スポーツ大会に向けて選手を長期的に育成するため、選手を支える優れた指導者の養成を進めます。特に、養成講座のカリキュラムに医・科学の知見に基づく指導法やコンプライアンスに関する意識啓発を行うなど、指導者の資質・指導力の向上を図ります。

あわせて、競技の枠を超えて、少年種別から成年種別まで幅広い年齢層の指導者が交流することで、長期的に選手を支える一貫した指導体系の構築をめざします。

(参考) 団体種目・個人種目別優勝一覧

(1) 団体種目 (優勝3件)

①セーリング競技 (420級)	少年男子 (津工業高校)
②ボウリング競技 (団体戦 (2人チーム戦))	成年女子 (全三重)
③ソフトボール競技	成年男子 (全三重) ※
※昭和50年の三重国体 (第30回大会) 以来、50年ぶり2度目の優勝	

(2) 個人種目 (優勝10件)

①陸上競技 (円盤投)	少年男子A
②水泳競技 (競泳) (バタフライ100m)	少年女子B
③ウエイトリフティング競技 (67kg級クリーン&ジャーク)	成年男子
④ウエイトリフティング競技 (89kg級クリーン&ジャーク)	少年男子
⑤ウエイトリフティング競技 (71kg級スナッチ)	女子
⑥自転車競技 (1kmタイムトライアル)	男子A
⑦カヌースラローム競技 (カヤックシングル25ゲート)	成年男子
⑧カヌースラローム競技 (カヤックシングル15ゲート)	成年男子
⑨カヌースラローム競技 (カナディアンシングル25ゲート)	成年男子
⑩カヌースラローム競技 (カナディアンシングル15ゲート)	成年男子

4 「紀伊地域半島振興計画」（最終案）について

1 要旨

10月の総務地域連携交通常任委員会にてご説明した中間案をもとに、パブリックコメントを実施するとともに、各市町及び奈良県・和歌山県と調整を行い、最終案をとりまとめました。

2 パブリックコメントの結果

- ・ 意見募集期間 令和7年10月1日から令和7年10月31日まで
- ・ 意見数 3件

意見の概要	意見に対する県の考え方
「紀伊半島アンカールートをはじめとする高規格道路や半島循環道路の整備を三県が連携して推進」とあるが、他県と連携してどう循環できる構想なのかを示す図がないと理解できない。他県とも連携して今後の整備軸としてしっかりと推進してほしい。	参考にする いただいたご意見も参考に、三県が連携して整備を推進します。 なお、紀伊半島アンカールートを形成する道路及び半島循環道路に該当する道路については、P12～13に記載しています。
観光の観点、べき地医療の観点、半島防災の観点から離島架橋の取組を進めるべきと考えるのでしっかりと記載し、取組を進めること。 離島架橋について、「三重県離島振興計画」に記載のとおりの取組を記載すること。記載しない場合、三重県は、離島を半島から切り離し、離島は半島ではないと考えているとの認識でよいか。	参考にする 鳥羽市及び志摩市の離島については、紀伊地域の半島振興対策実施地域に含まれていますが、離島架橋については、専ら離島振興に係る取組です。 離島振興については、引き続き「三重県離島振興計画」に沿って取り組んでいきます。 なお、関連する取組として、伊勢湾口道路構想についてP12及びP34に記載しています。
「三重県離島振興計画」に、地元の機運醸成を踏まえ、特に答志島架橋を前向きに進めるとしたところなので、「紀伊地域半島振興計画」にも「離島架橋の推進」を書き入れて推進してほしい。	参考にする 離島架橋については、専ら離島振興に係る取組です。 離島振興については、引き続き「三重県離島振興計画」に沿って取り組んでいきます。 なお、関連する取組として、伊勢湾口道路構想についてP12及びP34に記載しています。

3 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| 12月（常任委員会終了後） | 市町への正式協議 |
| 1月以降 | 計画の改定、国への提出及び市町への通知 |

紀伊地域半島振興計画（最終案）の概要

半島振興法改正（R7.4.1施行）

- 令和16年度末まで10年間の延長
- 法的に「半島防災」「地方創生」を追加
- 国及び都道府県の責務の新設
- 国が新たに策定する「半島振興基本方針」に基づき半島振興計画を策定
- 半島振興計画の策定義務が努力義務となり、国の同意も廃止

半島振興基本方針（R7.7.2発出）

- 序文
- 指定半島地域の振興の意義及び方向
 - 振興の意義
 - 振興の方向
 - 基本的な方向
 - 「自立的発展の促進」「地域住民の生活の向上」「定住の促進等」「半島防災」「国土の均衡ある発展」「地方創生」の6つの観点から取組を推進
 - 国及び都道府県の責務
 - 県は、市町村相互間の広域的な連携の確保、情報提供等の援助に努める
- 国の支援の基本的な考え方
 - 国による財政支援、情報提供等（予算面、税制面、金融面等の支援措置の整備）
 - 産業振興促進計画（市町が策定する当該計画に記載する事項等）
- 半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項
 - 「基本的方針」「目標」「計画期間」「達成状況の評価」の項目及び以下の個別項目を記載
 - 国土強靭化基本計画、水資源基本計画、その他の計画との調和
 - 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保
 - 半島循環道路の整備、災害に強い道路ネットワークの構築、交通空白の解消
 - 農林水産業、商工業その他産業の振興及び観光の開発
 - 農林水産業基盤の強化、人材の育成・確保、販路拡大、地域資源の活用による産業振興
 - 滞在交流型観光の振興、訪日外国人旅行者など多様化するニーズに即した取組
 - 雇用機会の拡充、就業の促進
 - 職業能力の開発、複数の仕事を行う「複業」の促進
 - 水資源の開発及び利用
 - 水循環基本計画との調和、地域の実情に応じた水資源の開発及び活用
 - 生活環境の整備
 - 住宅の確保（空き家活用）、水の確保、3R（廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用）の推進
 - 医療の確保
 - 救急医療体制の充実、中核的な病院等による支援や協力体制の構築、遠隔医療の導入
 - 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等
 - 各種サービスの適切な提供、従事者の確保、施設・事業所の整備、介護ロボット等の導入
 - 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進
 - 高齢者の安心・自立した生活に向けた支援、子どもが健やかに育つための環境整備の推進
 - 教育及び文化的振興
 - 学校教育・社会教育の充実、個性ある学習の場の提供、景観地の保存・活用、文化の担い手育成
 - 自然環境の保全及び再生
 - 自然環境の保全及び再生並びに適切な利用、海岸漂着物の処理対策
 - 再生可能エネルギーの利用の推進
 - 再生可能エネルギーの供給体制の整備その他利用を推進するための取組の充実
 - 国内及び国外の地域との交流の促進
 - 交流人口及び関係人口の増大、人材交流やネットワークの構築
 - 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携・協力
 - 若年層等の移住・定住の促進、二地域居住、関係人口の増加、人材の確保及び育成
 - 半島防災のための施策
 - 事前防災・減災等を含む所要の対策、国土強靭化地域計画との整合、KPIの設定
 - その他半島地域の振興に関する事項
 - 感染症発生時等における住民生活の安定等
 - 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

半島振興計画に基づく支援措置

- 半島振興広域連携促進補助金（ソフト事業）
- 一般事業債（半島振興防災道路整備事業）
- 事業者の設備投資等に対する税制優遇

紀伊地域半島振興計画（最終案）

第1 基本の方針

- 地域の概況
- 現状及び課題
- 振興の基本的方向及び重点とする施策
- 振興に関する目標・・・各地域における5年ごとの転入超過率
- 計画期間・・・概ね10年間とし、次期計画の見直しまで存続
- 計画の達成状況の評価・・・5年を目途に評価を行う

第2 振興計画

I 三重県地域

1 交通施設並びに通信施設の整備その他の交通通信の確保

- ✓ 熊野道路、紀宝熊野道路の整備促進によるミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化
- ✓ 近畿自動車道紀勢線4車線化事業区間の整備促進
- ✓ 半島循環道路（R42,R167,R260,R311等）の整備推進
- ✓ 伊勢湾口道路、東海南海連絡道の構想に係る取組
- ✓ リニア開業の効果波及に向けた取組
- ✓ 公共ライドシェア等の移動手段の確保に取り組む市町支援

2 農林水産業、商工業その他産業の振興及び観光の開発

- ✓ 高品質・低成本栽培記述の導入、農地の利用集積の促進、林業現場におけるスマート技術や低成本造林の導入、県産材需要の拡大、水産資源の維持増大、漁業経営体の経営基盤強化、担い手の確保、販路拡大
- ✓ 観光ガイド人材の育成・確保、上質な宿泊施設の誘致
- ✓ 地域ならではの観光資源を生かした滞在型観光の推進
- ✓ 海外からの高付加価値旅行者の誘致促進

3 雇用機会の拡充、就業の促進

- ✓ 移住相談センターやおしごと広場みえ等における働く場の情報提供、魅力発信
- ✓ 女性や高齢者、外国人、障がい者など多様な働き手の確保
- ✓ 副業や兼業を組み合わせた多様で柔軟な働き方モデル確立

4 水資源の開発及び利用

- ✓ 持続可能な水道事業に向けた広域化の段階的な実現

5 生活環境の整備

- ✓ 空き家活用、危険な空き家の除却、下水道整備
- ✓ 市町のごみ処理広域化・集約化に向けた取組

6 医療の確保等

- ✓ 奈良県・和歌山県のドクターヘリとの連携による救急医療体制の充実、医師・看護職員の確保
- ✓ へき地診療所への代診医派遣、遠隔医療の導入支援

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

- ✓ 外国人介護人材の確保、介護ロボット・ICT導入支援

8 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進

- ✓ 認知症の人や家族を地域で支える支援体制の構築
- ✓ 子どもの居場所や多様な学び、遊び、体験機会の拡充

II 奈良県地域

III 和歌山県地域

9 教育及び文化の振興

- ✓ 地域と連携した郷土教育・キャリア教育の推進
- ✓ 熊野古道や海女漁など歴史的・文化的資産の保護と活用

10 自然環境の保全及び再生

- ✓ エコツーリズムなど自然環境を生かした利活用の推進
- ✓ 海岸漂着物対策

11 再生可能エネルギーの利用の推進

- ✓ 地域特性を生かした太陽光発電や洋上風力発電など、再生可能エネルギーの導入に向けた検討

12 国内及び国外の地域との交流の促進

- ✓ 奈良県・和歌山県と連携した世界遺産熊野古道の効果的なプロモーション、案内機能の強化による来訪促進

13 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携・協力

- ✓ きめ細かな移住相談対応、全国フェアへの出展、奈良県・和歌山県と連携した移住プロモーション、受入側の気運醸成と態勢の充実
- ✓ 二地域居住の促進に向けた市町への支援
- ✓ 地域住民と関係人口が広域的につながり、新たな活動を創出するための支援

14 半島防災のための施策

- ✓ 半島防災のための道路整備、「流域治水」の推進
 - ✓ 国土強靭化地域計画等に基づくインフラの老朽化対策
 - ✓ 治山施設の整備、農業用ため池等の豪雨、耐震化対策
 - ✓ 南海トラフ地震対策を推進するための条例・南海トラフ地震対策に特化した計画の策定
 - ✓ 津波避難施設の整備支援
 - ✓ 避難所におけるスフィア基準に基づく生活環境の確保
 - ✓ 自衛隊・海保と連携した空路・海路による輸送訓練
 - ✓ 奈良県・和歌山県との相互応援協定見直しによる連携強化
 - ✓ 道路啓開計画の策定・見直し
 - ✓ 「三重県広域受援計画」の見直し、関係機関との訓練等
 - ✓ DMAT・DWATの養成、能力維持・向上
 - ✓ 中小企業・小規模企業のBCP策定促進
- ※ KPIについては、国土強靭化地域計画から引用

15 その他半島地域の振興に関する事項

- ✓ 感染症の発生時ににおける生活関連物資等の安定供給
- ✓ 集落の維持・活性化の取組を進める市町への支援